

地方独立行政法人広島市立病院機構における障害者就労施設等 からの物品等の調達方針

1 目 的

この調達方針は、国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年6月27日法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人広島市立病院機構における障害者就労施設、特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することを目的とする。

2 調達の対象となる障害者就労施設等

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）」に基づく事業所・施設等
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設
- (2) 障害者を多数雇用している企業等
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）に基づく特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
 - ※重度障害者多数雇用事業所の要件（次の全ての要件を満たすこと。）
 - (ア) 障害者の雇用数が5人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業員の20%以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (3) 在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者
 - イ 在宅就業支援団体

3 調達目標及び実績の公表

- (1) 毎年度、当該年度の障害者就労施設等からの物品等の調達の目標を定め、公表するものとする。
- (2) 毎年度の終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

4 調達推進方法

- (1) 物品等の調達に際しては、公平性及び透明性の確保に留意しつつ地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程第19条に規定する随意契約を活用するなどして、障害者就労施設等からの物品等の調達に努める。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達を円滑に進められるよう、設立団体等を通じて障害者就労施設等及びその提供可能な物品等の情報収集を行う。

5 施行期日

この方針は、平成26年7月30日から施行する。

ただし、平成26年度における調達実績は、平成26年4月1日以降の契約をすべて含むものとする。